

災害応急用ポンプ 貸出のしおり

令和 7 年10月

東海農政局土地改良技術事務所

は じ め に

農林水産省では、災害に対して『災害対策基本法』等に基づき「防災業務計画」が定められており、その一環として地方農政局では災害応急用ポンプ等の貸出体制を整備することとなっています。

災害応急用ポンプ等は、災害の応急復旧等を行う者に対し貸出を行います。

本しおりは、東海農政局が保有している土地改良機械器具（災害応急用ポンプ等）の貸付・要請の要件及び貸出等の流れについて紹介します。

目 次

■ 災害応急用ポンプの貸付要件	1
■ 排水ポンプ車の出動要件	2
■ 貸出・出動の流れ	3
■ 保有状況	4
■ 据付参考図	7
■ 災害応急用ポンプQ&A	11
■ 排水ポンプ車Q&A	14
■ 申請に必要な書類	16
■ 必要書類様式	17
別記様式第1号 土地改良機械器具無償借受申請書	
別記様式第2号 土地改良機械器具無償貸付承認書	
別記様式第3号 土地改良機械器具無償貸付(貸付・期間延長)不承認通知書	
別記様式第4号 土地改良機械器具借受書	
別記様式第5号 土地改良機械器具借受期間延長申請書	
別記様式第6号 土地改良機械器具貸付期間延長承認書	
別記様式第7号 土地改良機械器具(亡失・損傷)届出書	
別記様式第8号 土地改良機械器具返納届	
別記様式第9号 土地改良機械器具返納確認書	
別記様式 排水ポンプ車出動要請書	
■ 災害応急用ポンプ格納庫案内図	33

災害応急用ポンプの貸付要件

1. 貸付要件

集中豪雨などによる湛水の排水や、干ばつ時の用水補給など、次のような場合に無償で借受できます。

ただし、貸付されたポンプ等の運搬、据付、運転、管理等は全て借受人の負担となります。

- (1) 豪雨、干ばつ、地震等による天然現象、事故、人災により災害を受け、又は受けるおそれがある場合

借受人：応急措置及び災害応急復旧などを行う者

- (2) 土地改良事業などの農林水産省所掌事業に関する工事に使用する場合

借受人：当該工事を行う事業者

- (3) 教育・試験・研究に関して使用する場合

借受人：地方公共団体、土地改良区及び土地改良区連合、
農業協同組合及び農業協同組合連合

2. 貸付の申請

貸出しを受ける時は、『土地改良機械器具無償借受申請書』に次の内容を記載して提出してください。

- (1) 借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量
- (2) 借受希望機械器具の使用目的、使用場所
- (3) 借受希望機械器具の使用を必要とする理由
- (4) 借受けを希望する期間
- (5) 使用場所に至る道路状況並びに機械輸送の方法
- (6) 借受希望機械器具の使用計画

3. 貸付期間

貸付期間は、災害応急用ポンプ等の必要な期間で、原則として貸付開始の日から1年以内です。

排水ポンプ車の出動要件

1. 出動要件

- (1) 台風や集中豪雨、地震その他異常な自然現象等に際し、土地改良施設の機能保持を目的とする排水作業を行う場合
要請者：国営事業（務）所
土地改良施設の管理等を行う地方公共団体、土地改良区等
- (2) その他農村振興部設計課等が必要と認めた場合

2. 出動の判断基準

- (1) 緊急を要する排水作業であること
- (2) 短期的な使用が見込まれること（原則として1週間以内とする）
- (3) 現場まで排水ポンプ車が進入できること
- (4) 排水のための十分な作業スペースが確保できること
- (5) 作業の安全性が確保できること

3. 出動の範囲（地方公共団体等の場合）

原則として国において運搬（往路）及び設置までを実施。ポンプの運転管理、撤去、運搬（復路）は地方公共団体等が行います。

4. 出動の要請

出動の要請を行う場合は『排水ポンプ車出動要請書』に次の内容を記載して提出してください。

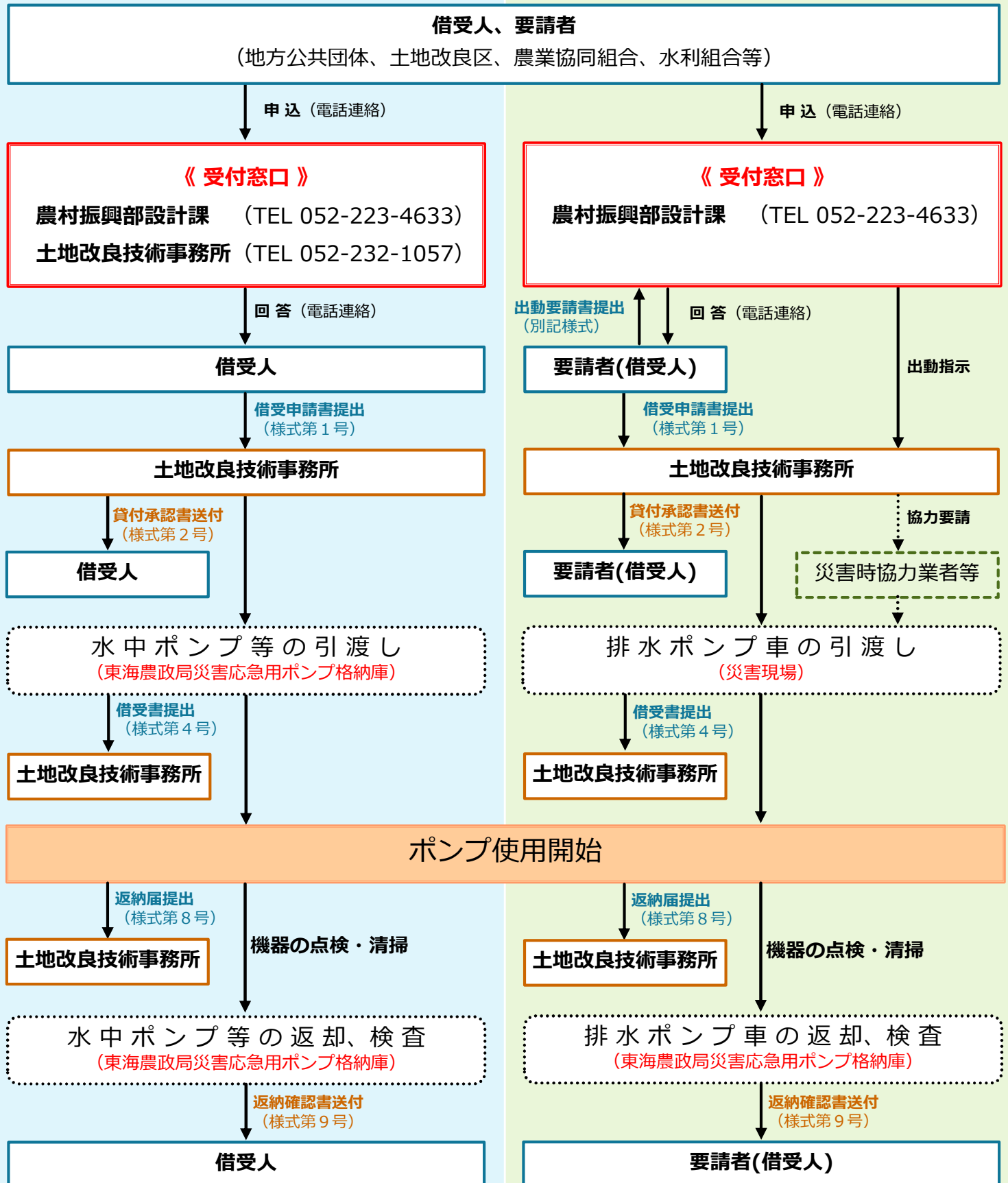
- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 要請理由 | (5) 要請排水ポンプ車の規格及び台数 |
| (2) 要請場所 | (6) 使用予定期間 |
| (3) 引渡希望日時 | (7) 作業要員等の希望 |
| (4) 現場連絡者名等 | |

貸出・出動の流れ

東海農政局が保有している災害応急用ポンプ等及び排水ポンプ車の基本的な貸出・出動の流れは次のとおりです。

水中ポンプ・発動発電機の場合

排水ポンプ車の場合



保有状況



災害応急用ポンプ格納庫全景



災害応急用ポンプ等保有状況

保有状況

(令和7年4月1日時点)

災害応急用ポンプ

品 名	仕 様					外観寸法				保有台数 (台)	備 考
	口径 (mm)	全揚程 (m)	吐出量 (m ³ /min)	出力 (kW)	最低必要水位 (m)	ベース長 (cm)	ベース幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)		
水中ポンプ	100	15	1	5.5	0.15	Φ28.0		68.9	49	4	付属品 ・サクションホース ・サニーホース ・継手 ・接続バンド ・ボルト・ナット ・パッキン ・固定用チェーン 等を多数保有。
	100	27	1	7.5	0.21	Φ37.5		77.3	113	3	
	100	35	1	11	0.21	Φ36.8		80.0	123	2	
	150	10	2	7.5	0.21	Φ36.8		82.5	106	2	
	150	15	2	11	0.21	Φ37.5		82.5	118	2	
	150	33	2	22	0.25	Φ45.3		91.0	231	2	
	250	10	8	22	0.35	Φ54.0		119.7	480	8	
排水ポンプ パッケージ mini (排水PPmini)	200×1	10	5	12	1.0	—	—	—	35 (ホンプ)	2	付属品 ・排水ホース(30kg) ・操作盤(50kg) ・刃ト等
排水ポンプ パッケージ (排水PP)	200×2	10	10	12	1.0	160	120	150	915	1	付属品 ・排水ホース ・操作盤 ・刃ト、投光器等
計										26	

排水ポンプ車

品 名	仕 様					外観寸法 (車両)				保有台数 (台)	備 考
	口径 (mm)	全揚程 (m)	吐出量 (m ³ /min)	出力 (kW)	最低必要水位 (m)	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	総重量 (kg)		
排水ポンプ車	200×6	10	30	12	1.0	7690	2280	2720	7850	1	中型車
小型排水ポン プ車	250 150	10 30	15 4	—	1.0	5300	1700	2400	5000	1	準中型車 2台同時運転不可
計										2	

自家発電機

品 名	仕 様					外観寸法				保有台数 (台)	備 考
	出力 (KVA)	周波数 (Hz)	電圧 (V)	燃料 (ℓ)	運転時間 (満タン時)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)		
自家発電機	25	60	220	65	約10時間	158	69	90	660	1	
	35	60	220	100	約10時間	202	88	130	1320	1	
	45	60	220	105	約17時間	175	88	142	1155	1	
	45	60	220	350	約56時間	175	88	176	1490	1	
	60	60	220	400	約56時間	208	100	156	1640	1	
	60	60	220	130	約17時間	197	88	140	1315	1	
	60	60	220	420	約56時間	197	88	163	1680	1	
計										7	

その他

品 名	規 格	仕 様	外観寸法				保有台数 (台)	備 考
			長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)		
ポンプ制御盤	直入起動盤	水中ポンプ(7.5kW)×2台用	86	106	140	400	1	
	インバータ起動盤	水中ポンプ(7.5kW)×3台用	85	40	155	230	1	
	スターデルタ起動盤	水中ポンプ(22kW)×2台用	100	50	155	250	3	商用電源用
投光器	バルーン投光器	38000ℓ m 発電機付	45	140	72	27	1	
	バルーン投光器	110000ℓ m	22	22	112	23	1	
	L E D投光器	16800ℓ m バッテリー12V(充電式)	45	140	72	27	1	
鋼製水槽	有効貯水量5m ³	連結用フランジ(Φ200)2箇所 水抜きドレイン1箇所	316	122	158	1500	2	

※ 貸出状況等により、ご希望の規格・台数にお応えできない場合があります。

災害応急用ポンプ等の貸出可能台数の最新情報については、東海農政局ホームページをご確認下さい。(当しおり裏表紙のURLを参照)

参考 自家発電機とモーター出力の組み合わせ

発電機容量	直入れ	スターデルタ	備考
25KVA	5.5kW×1		
35KVA	5.5kW×2 7.5kW×1	7.5kW×2	インバーター盤 (7.5kW×2)
45KVA	5.5kW×3 7.5kW×2 11kW×1	7.5kW×2 排水PP×1面 排水PPmini×1	インバーター盤 (7.5kW×2)
60KVA	11kW×3	22kW×1	スターデルタ盤付

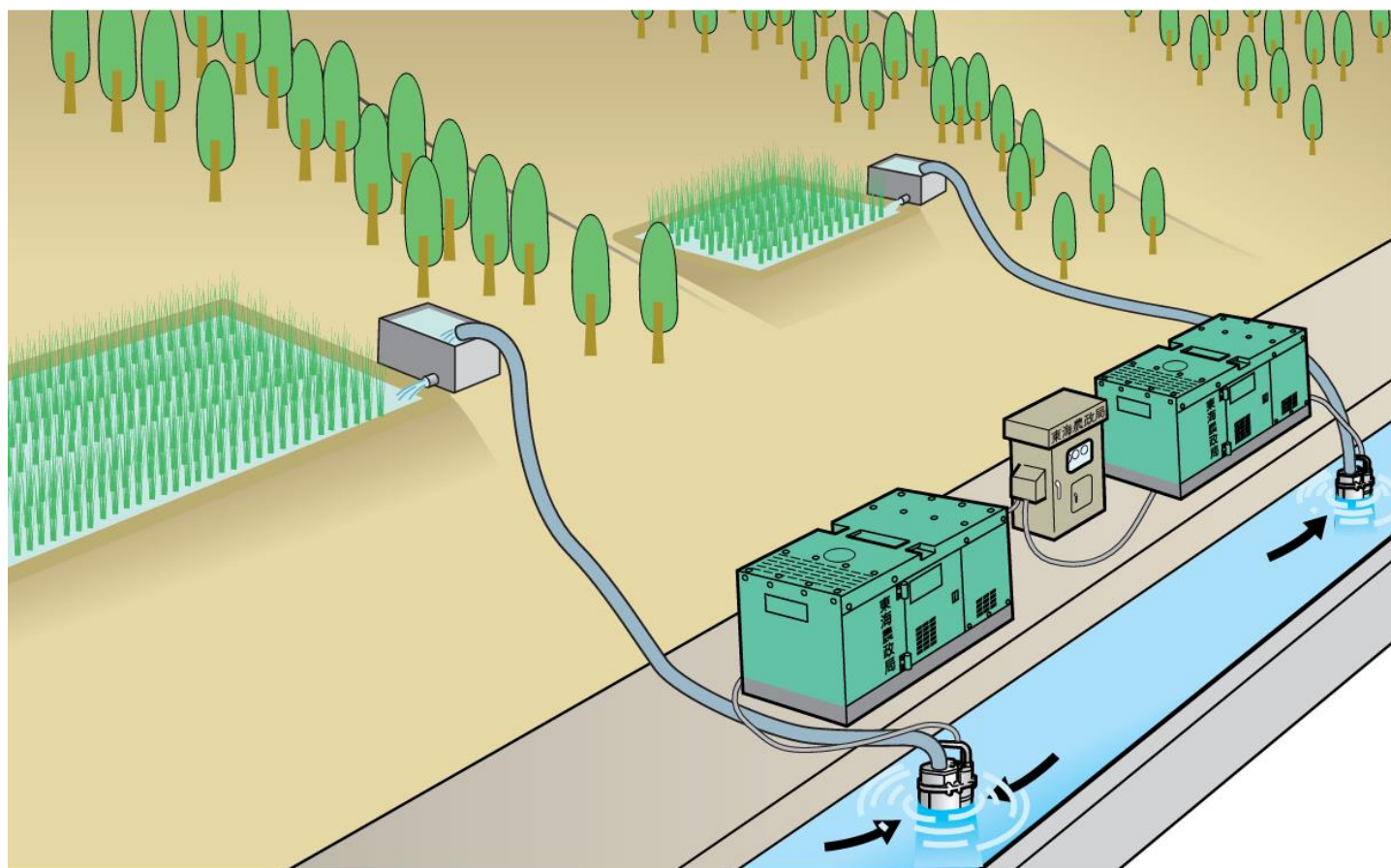
※保有している発動発電機と水中ポンプとの組合せ

※排水PPは格納箱の端子に接続すること

※排水PPminiは付属操作盤に接続すること

据付参考図

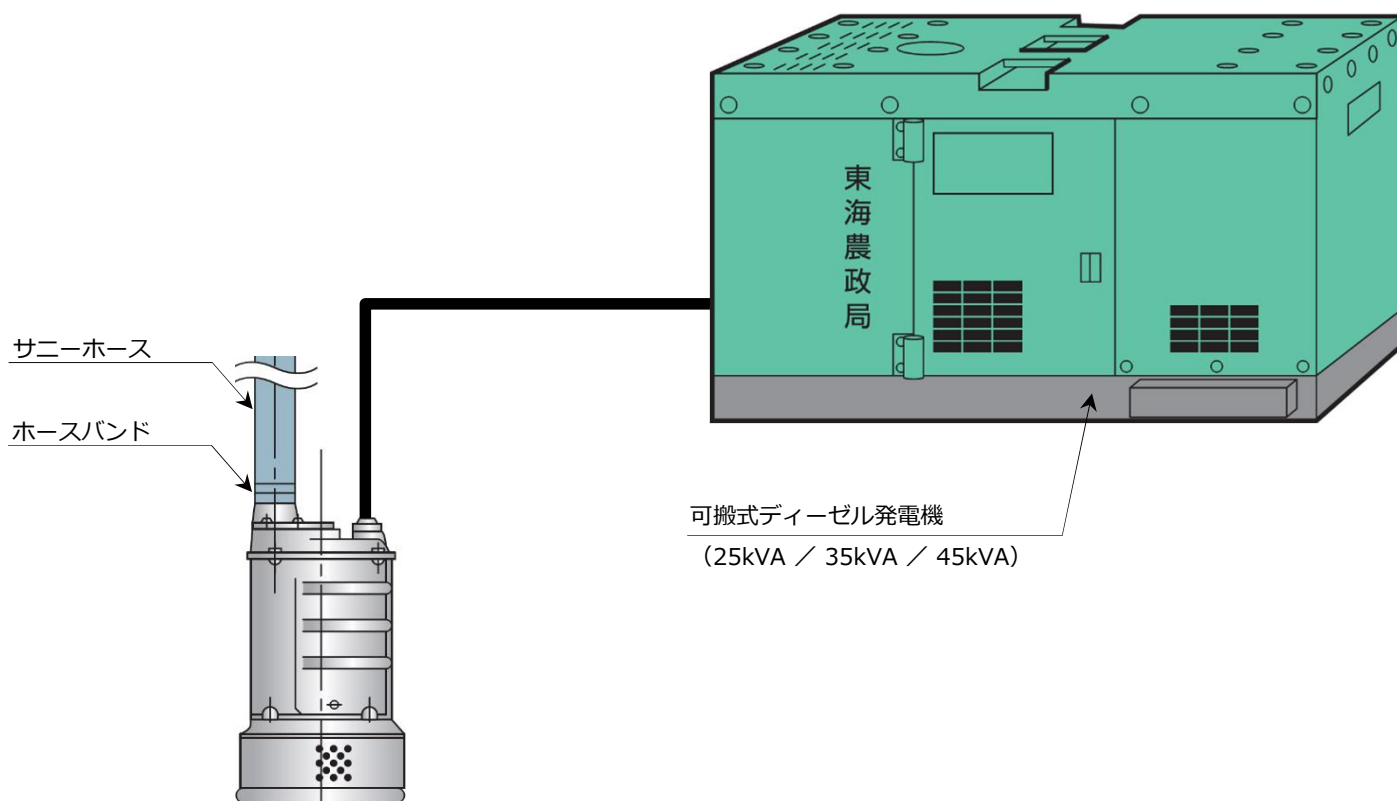
水中ポンプΦ100mm、Φ150mm



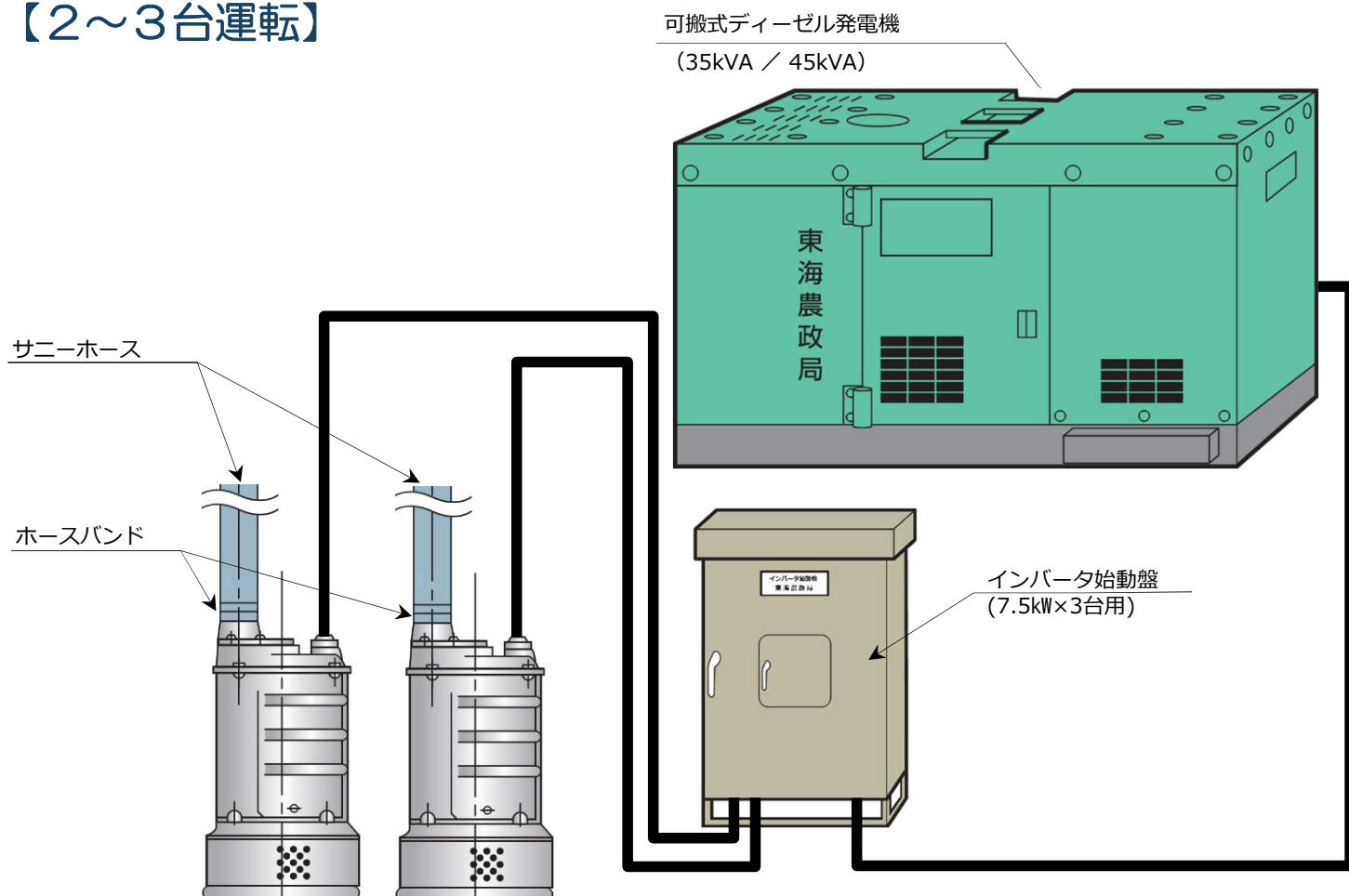
	Φ100mm（直入れ始動型）	Φ150mm（直入れ始動型）
ポンプ	➤ 水中ポンプ（揚程15m、吐出量1m³/min、出力5.5kW） ➤ 水中ポンプ（揚程27m、吐出量1m³/min、出力7.5kW）	➤ 水中ポンプ（揚程10m、吐出量2m³/min、出力7.5kW）
発電機	➤ 発動発電機（25kVA） ➤ 発動発電機（35kVA） ➤ 発動発電機（45kVA）	➤ 発動発電機（25kVA） ➤ 発動発電機（35kVA） ➤ 発動発電機（45kVA）
付属品	➤ サニーホース・サクションホース ➤ ホースバンド ➤ 両挿し継手 【7.5kWポンプを複数台据え付ける場合】 ➤ ポンプ始動盤（インバータ始動盤）	➤ サニーホース ➤ ホースバンド ➤ 両挿し継手 【7.5kWポンプを複数台据え付ける場合】 ➤ ポンプ始動盤（インバータ始動盤）

据付参考図

【1 台運転】

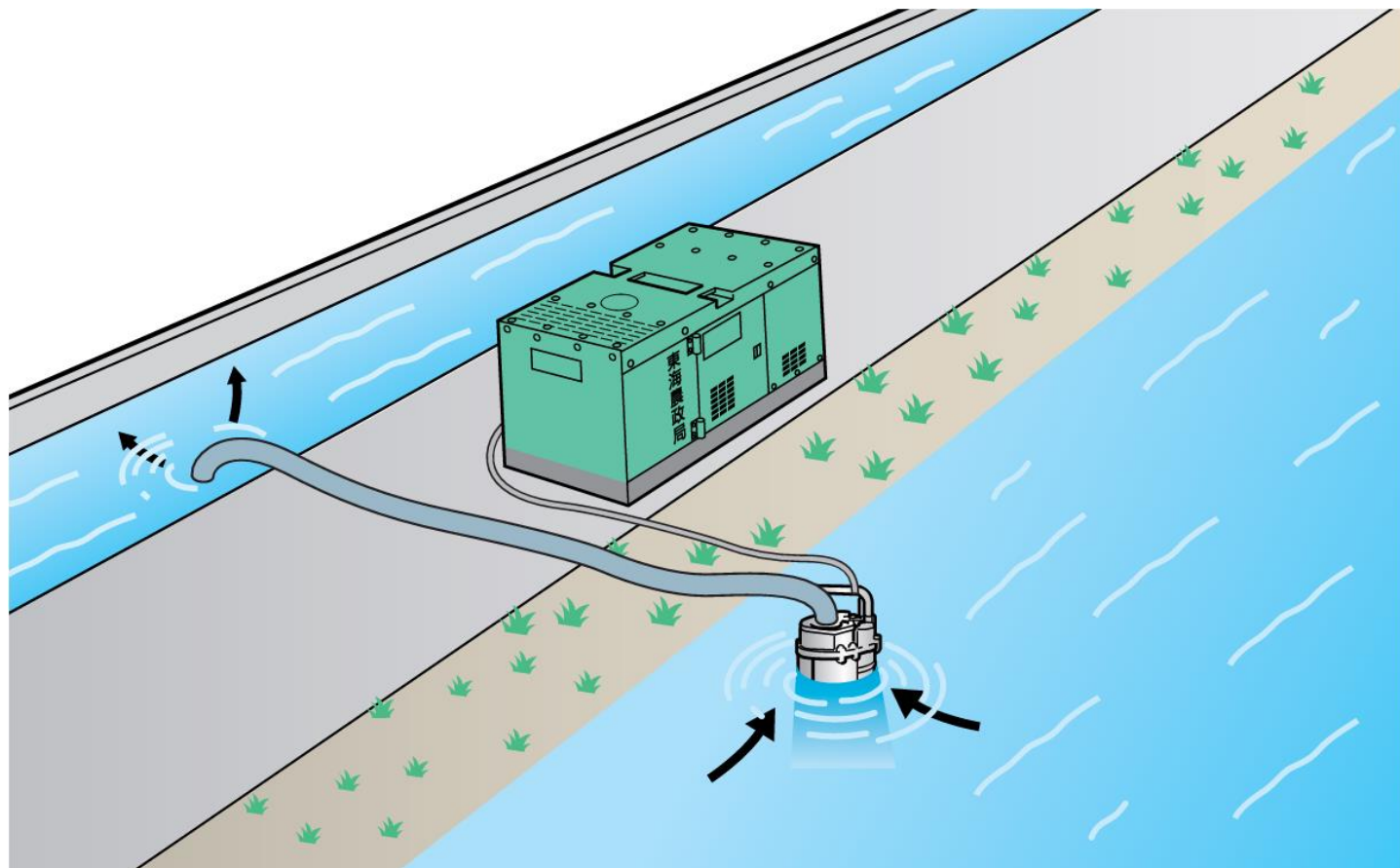


【2～3台運転】



据付参考図

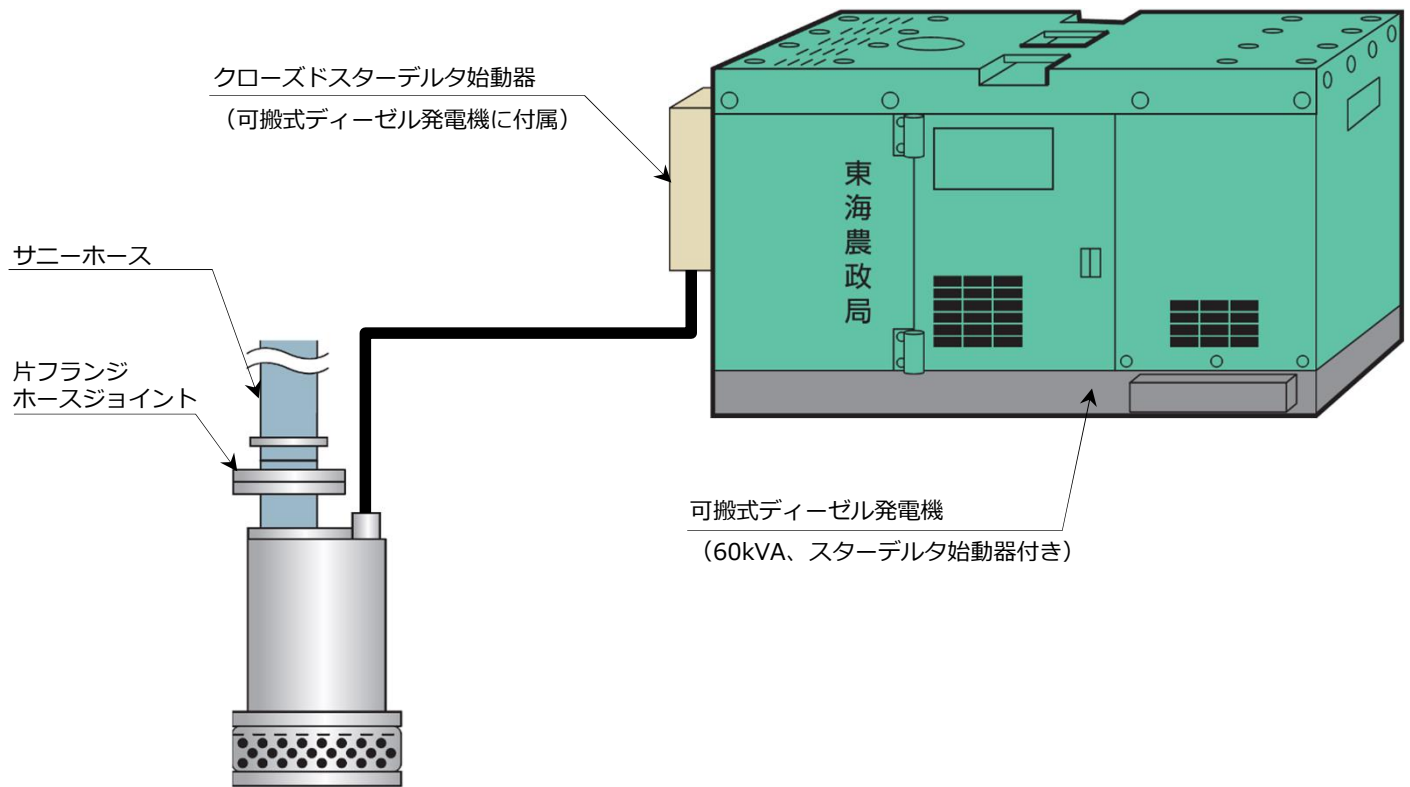
11kW以上の水中ポンプΦ100mm、Φ150mm、Φ250mm



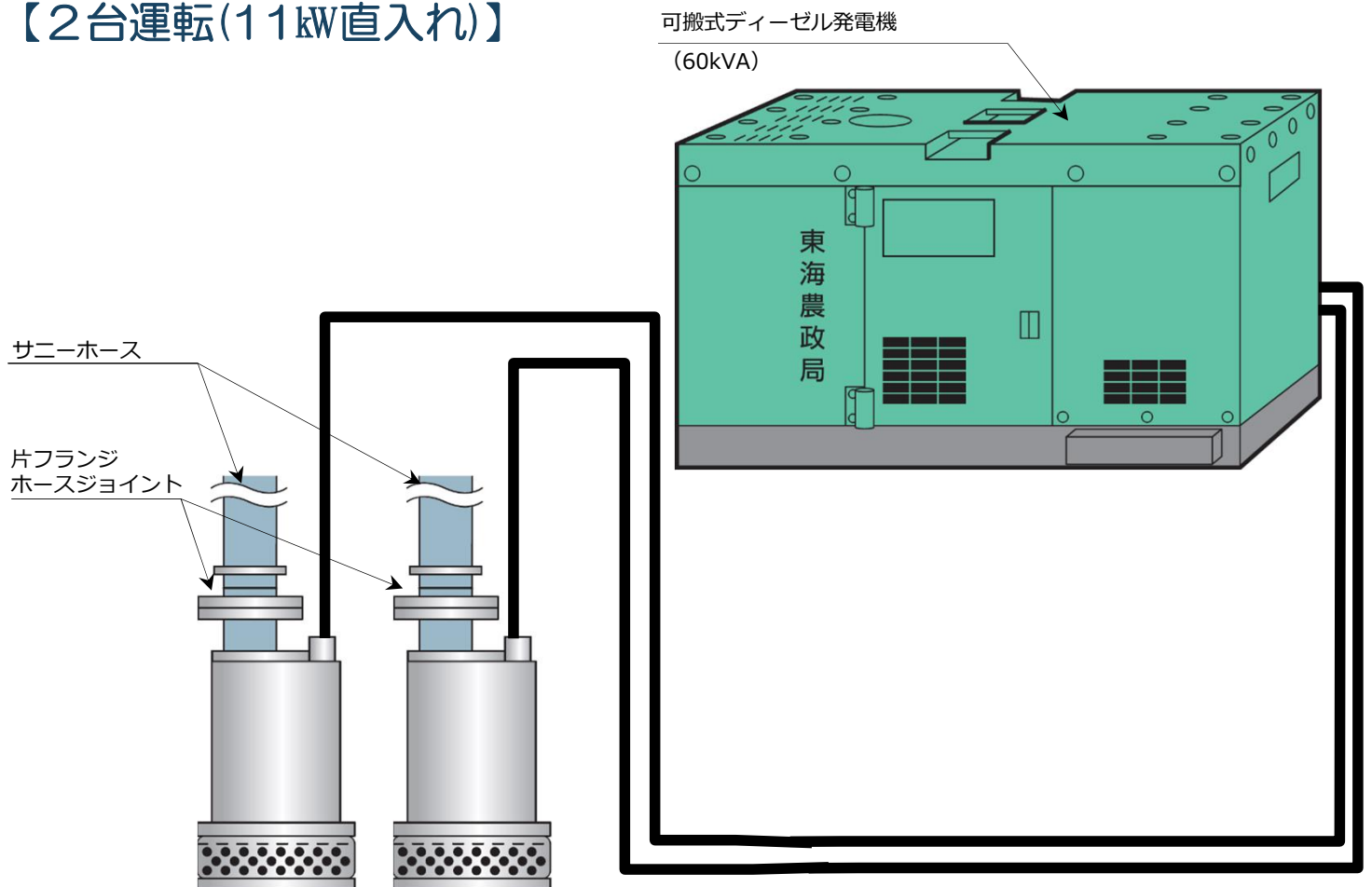
	Φ100mm、Φ150mm	Φ150mm、Φ250mm
ポンプ	➤ Φ100mm水中ポンプ (揚程35m、吐出量1m³/min、出力11kW) ➤ Φ150mm水中ポンプ (揚程15m、吐出量2m³/min、出力11kW)	➤ Φ150mm水中ポンプ (揚程33m、吐出量2m³/min、出力22kW) ➤ Φ250mm水中ポンプ (揚程10m、吐出量8m³/min、出力22kW)
発電機	➤ 発動発電機 (45kVA) ➤ 発動発電機 (60kVA、スターデルタ始動器付き)	➤ 発動発電機 (60kVA、スターデルタ始動器付き)
付属品	➤ 片フランジホースジョイント ➤ フランジパッキン ➤ サニーホース ➤ ホースバンド ➤ 両挿し継手	➤ 片フランジホースジョイント ➤ フランジパッキン ➤ サニーホース ➤ ホースバンド ➤ 両挿し継手 ※スターデルタ始動器に接続

据付参考図

【1 台運転(22kW)】



【2 台運転(11kW直入れ)】



災害応急用ポンプQ&A

Q 1 ポンプ等を借りる場合借料は必要ですか？

A 1 東海農政局が保有している災害応急用ポンプ等は、農地や農業用施設の災害復旧又は災害の恐れがある場合の応急措置等で使用する場合に、無償で借りることができます。

ただし、災害応急用ポンプ等の運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却に要する一切の費用を負担願います。

なお、緊急対応等で上記費用を負担していただくことが適当でないと判断された場合は、予算の範囲内で貸付者が費用の一部若しくは全てを負担することがあります。

Q 2 ポンプ等の運搬や据付は、誰が行うのですか？

A 2 災害応急用ポンプの借り受けは、借受人が自ら運搬車両を手配し、東海農政局災害応急用ポンプ格納庫（裏表紙を参照）から現地までの運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却の一切を行う必要があります。

なお、ポンプ格納庫での積込み・荷卸しは職員が行います。また、要望があれば現地での据付指導も行います。

Q 3 ポンプ等の運搬車両の選定時に、注意することはありますか？

A 3 ポンプ格納庫の敷地内は狭く、車両の転回等が難しい場合があります。また、敷地内への出入口は交通量の多い道路に面しているため、運搬車両は極力4 ton以下の車両を選定し、進入時には誘導員等を配置するなど、安全確保に努めて下さい。

また、トラックへの積込み・荷卸しのために2.0ton以上の吊り上げ能力のあるユニック車をご用意願います。

災害応急用ポンプQ&A

Q 4 ポンプ等の据付時や運転前、運転中に注意することはありますか？

A 4 ポンプ及び可搬式発電機の据付・運転時には、次のことに注意して下さい。

【水中ポンプ】

- (1) 機種ごとに最低必要水位が設定されているため、水中ポンプを設置する箇所の水位を確認して下さい。（詳細は保有機器一覧表を参照）
- (2) 大気中での運転はしないで下さい。オートカット（保護装置）が作動した場合、モータが冷却されるまで起動しません。なお、オートカット作動中もポンプには通電されていますので、分解しないで下さい。
- (3) 試運転は、スイッチを1～2度オン・オフして、起動に異常のないことを確認して行って下さい。吐出量が少なく、異常音を発生する場合は逆回転の恐れがありますので、配線を確認して下さい。

【可搬式発電機】

- (1) 可搬式発電機は、「移動用電気工作物の取扱いについて（電気事業法）」の適用を受けますので、電気主任技術者の選任手続きが必要となります。
- (2) 据付時には、当機器の周囲に安全フェンス等を設置するなど、関係者以外の人立ち入らないよう留意して下さい。
- (3) 可搬式発電機は盗難が多発していることから盗難防止に留意して下さい。また、盗難を対象とした保険に加入することをお勧めします。

Q 5 ポンプ使用後、返納時にはどの程度の整備を行えばよいですか？

A 5 ポンプを返却する場合、原則として次の整備を実施して下さい。

- (1) ポンプや可搬式発電機等に付着している汚れを落とす。
- (2) ポンプや可搬式発電機等に故障がないか確認し、故障していれば修理する。
- (3) ホースは汚れを落とし、穴が開いている箇所は補修する。
- (4) 錆びているところは錆を落とし、錆止め塗料の塗布、タッチアップ等を行う。
- (5) ボルト・ナットには防錆剤を塗布する。

災害応急用ポンプQ&A

Q 6 災害応急用ポンプ等が盗難された場合どのような手続きが必要ですか。

A 6 盗難にあった場合の具体的な対応について

- (1) 盗難にあった場合には、最寄りの警察署に通報し盗難届（メーカー名、機種名、形式、シリアル番号、機器の特徴等を記載）を提出してください。
- (2) 併せて不正輸出防止のため最寄りの税関へも連絡をしてください。
- (3) その後、土地改良技術事務所担当に連絡し、土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書（様式第7号）の届け出をお願いします。

盗難防止対策が十分になされていて、やむを得ないと判断されれば損害の弁償が免除される場合もありますが、盗難防止対策が不十分と判断された場合には弁償していただくことになりますので、設置状況の写真や管理の記録は確実に残しておくようにしてください。

なお、盗難防止対策については次のとおりです。

- (1) 発電機等の利用者は施錠を徹底する。
- (2) 災害用応急用ポンプ等の設置場所に第三者の立ち入りが容易にできないよう囲い等を設置する。
- (3) 夜間や休日等管理が手薄になる場合には発電機等周辺にクレーン付き車両等が容易に進入できないような対策を施す。
- (4) 巡回監視の徹底を図る。
- (5) その他盗難防止に有効と思われる対応を図る。

排水ポンプ車Q&A

Q 1 排水ポンプ車を要請した場合、借料は必要ですか？

A 1 東海農政局が保有している排水ポンプ車は、台風や集中豪雨、地震その他異常な自然現象等に際し、土地改良施設の機能保持を目的とする排水作業を行う場合に、無償で借りることができます。

ただし、排水ポンプ車の運転管理・撤去・整備・返却に要する一切の費用を負担願います。

なお、緊急対応等で上記費用を負担していただくことが適当でないと判断された場合は、予算の範囲内で貸付者が費用の一部若しくは全てを負担することがあります。

Q 2 排水ポンプ車の運搬や据付は、誰が行うのですか？

A 2 排水ポンプ車の出動時は要請があれば東海農政局職員等が現地までの運搬・据付を行います。東海農政局職員等の要請がない場合は、東海農政局災害応急用ポンプ格納庫（裏表紙を参照）から現地までの運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却の一切を行う必要があります。

Q 3 排水ポンプの運転前、運転中に注意することはありますか？

A 3 排水ポンプの運転前、運転中には次のことに注意してください。

- （１）排水ポンプの最低必要水位は水深 1 m 以上、異物を吸い込むおそれがあるため直接河床には接していないことを確認してください。
- （２）運転中に吐出量が減少した場合は、ポンプを停止しホース内の水を逆流させポンプ吸込み面のごみを除去するフラッシュ操作を行ってください。
- （３）ホース吐出側は脈動によりホースがあばれることがありますので注意をお願いします。

排水ポンプ車Q&A

Q 4 ポンプ使用後、返納時にはどの程度の整備を行えばよいですか？

A 4 排水ポンプ車を返却する場合、原則として次の整備を実施して下さい。

- (1) 排水ポンプのペラやケーシングに損傷がないか確認し、損傷があった場合は報告をお願いします。
- (2) 操作盤や発電機に故障がないか確認し、故障があった場合は報告をお願いします。
- (3) ポンプ、フロート及びホースは付着している汚れを落としてください。
- (4) ホースに穴が開いていた場合は報告をお願いします。
- (5) ホース接続用クランプ等の付属品を確実に排水ポンプ車に積み込んでください。

申請に必要な書類

災害応急用ポンプ、排水ポンプ車の借受申請から返納までに必要な書類は以下のとおりです。

名 称	使用の時期				手続きの対象	
	借 受 する時	延 期 する時	故障等 発生時	返 納 する時	申請者 (作成元)	受付者 (提出先)
別記様式第 1 号 土地改良機械器具無償借受申請書	○				借受人	土地改良 技術事務所
別記様式第 2 号 土地改良機械器具無償貸付承認書	○				土地改良 技術事務所	借受人
別記様式第 3 号 土地改良機械器具無償貸付 (貸付・期間延長)不承認通知書	○	○			土地改良 技術事務所	借受人
別記様式第 4 号 土地改良機械器具借受書	○				借受人	土地改良 技術事務所
別記様式第 5 号 土地改良機械器具借受期間延長申請書		○			借受人	土地改良 技術事務所
別記様式第 6 号 土地改良機械器具貸付期間延長承認書		○			土地改良 技術事務所	借受人
別記様式第 7 号 土地改良機械器具(亡失・損傷)届出書			○		借受人	土地改良 技術事務所
別記様式第 8 号 土地改良機械器具返納届				○	借受人	土地改良 技術事務所
別記様式第 9 号 土地改良機械器具返納確認書				○	土地改良 技術事務所	借受人
別記様式 排水ポンプ車出動要請書	○				要請者 (借受人)	農村振興部 設計課

必要書類様式

別記様式第1号（借受者用）

土地改良機械器具無償借受申請書

年 月 日

土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

下記のとおり農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第5条に基づき土地改良機械器具を借り受けたいので申請します。

なお、申請に係る土地改良機械器具の貸付を受けたときは、土地改良機械器具無償貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量

品 名	能 力・規 格	数 量
		台

2. 借受希望機械器具の使用目的、使用場所

3. 借受希望機械器具の使用を必要とする理由

4. 借受けを希望する期間 年 月 日から
年 月 日まで

5. 使用場所に至る道路状況並びに機械輸送の方法

6. 借受希望機械器具の使用計画

別紙「使用計画書」のとおり

注）農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第2条第2号に規定する者にあつては、記載を要しない。

7. その他参考となる事項

※ 借受希望機械器具の品名、能力・規格について、品名については、陸上ポンプ、水中ポンプ、原動機などを記入し、能力・規格については、ポンプ口径、吐出量、揚程、出力などを記入。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

※ 使用場所については、使用場所住所、〇〇地区〇〇ため池内などの場所を記入。

必要書類様式

別紙

使 用 計 画 書

1. 借受希望機械器具の使用計画

品名	能力・規格	数量	作業内容	使用期間	使用時間
		台			

2. 使用場所の詳細な状況

※現地写真等添付にて、記載省略可

3. 整備施設及び格納庫の設置状況

※現場写真等添付にて、記載省略可

4. そ の 他

※借受申請書に添付する。

必要書類様式

別記様式第2号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付承認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

土地改良技術事務所長

年 月 日付けで申請があった土地改良機械器具の無償貸付については、下記により承認します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考

2. 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 貸付目的

4. 貸付期日及び引渡場所

①貸付期日 年 月 日

②引渡場所

5. 使用場所

6. 返納期日及び返納場所

①返納期日 年 月 日

②返納場所

7. 借受人の負担で行う整備

定期整備以外の貸出期間中における整備は借受人が行うものとします。

8. 貸付条件

別紙「貸付条件」のとおり

※借受機械器具の型式については、片吸込渦巻型などの型式を記載する。水中ポンプなど型式の無いものについては一印を記入。型番については、機器固有の製造番号を記載する。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

必要書類様式

別紙

貸 付 条 件

- 1 貸付機械器具の引取り、使用、保管及び借受人の行う整備並びに引渡し（以下「管理」という。）に要する一切の費用を負担願います。
但し、緊急対応等で上記費用を負担していただくことが適当でないと判断した場合は、予算の範囲内で貸付者が費用の一部又は全部を負担します。
- 2 土地改良機械器具の引渡しを受けられたときは、東海農政局土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則（以下「事務取扱細則」という。）第6条に基づき別記様式第4号土地改良機械器具借受書を提出願います。
- 3 貸付機械器具の貸付期間の延長を希望されるときは、事前に事務取扱細則第4条に基づき別記様式第5号土地改良機械器具借受期間延長申請書を提出願います。
- 4 貸付機械器具について修繕、改造その他機械器具の現状を変更しようとするときは、あらかじめ所長等の承認を受ける必要があります。ただし、軽微な修繕、水中ケーブル端子の改造についてはこの限りではありません。
- 5 貸付機械器具に投じた改良費等の有益費を請求することはできません。
- 6 貸付機械器具については盗難防止策を講じるなど、注意をもって善良に管理し、これを効率的に使用願います。
- 7 貸付機械器具を転貸し、使用目的以外の目的のための使用、使用場所以外の場所での使用、又は担保に供することはできません。これに違反した場合は直ちに所長の指示に従って返納していただきます。ただし、転貸し又は使用目的の変更若しくは使用場所の変更について、あらかじめ所長の承認を受けたときはこの限りではありません。
- 8 貸付機械器具を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに事務取扱細則第7条に基づき別記様式第7号土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書を所長に提出し、その指示に従ってください。
- 9 貸付機械器具の貸付期間中の作業日報、整備報告を別記様式第8号添付資料

必要書類様式

様式により、明確に記載を行い、添付資料(様式2)土地改良機械器具月別実績報告書を翌月上旬までに、所長に提出願います。

10 貸付機械器具を返納する場合は、事務取扱細則第8条に基づき別記様式第8号土地改良機械器具返納届を提出願います。

借受人は、貸付機械器具の返納時には燃料の補充、清掃、点検及び整備を実施してください。また返納は貸付期間満了日までに、指定の場所において行うこととします。

11 貸付機械器具の返納時には事務取扱細則第8条に基づき検査を受けることになります。検査時には、借受人側担当者の立会が必要です。

12 次の各号の一に該当するときは、所長は貸付を解除することがあります。

- (1) 借受人が借受申請書及び附属書類、貸付期間延長申請書、借受書、実績報告書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 借受人がこの承認書に記載された条項又は指示に違反があったとき。
- (3) 災害の応急復旧その他これに準ずる緊急の目的のため、他に使用し又は貸し付ける必要が生じたとき。

必要書類様式

別記様式第3号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付（貸付・期間延長）不承認通知書

番 号
年 月 日

借受人 殿

土地改良技術事務所長

年 月 日付けで申請のあった土地改良機械器具の無償貸付（貸付・期間延長）については、下記の理由により承認することができませんので、通知します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型 番	能力・規 格	数 量	備 考
				台	

2. 承認できない理由

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、機械器具の数量が多い場合は、別紙として記載可。

必要書類様式

別記様式第4号（借受者用）

土地改良機械器具借受書

年 月 日

土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

年 月 日付 第 号の土地改良機械器具無償貸付承認書により、
下記のとおり機械器具を借り受け、受領いたしました。

なお、土地改良機械器具無償貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 返納期日 年 月 日

4. 返納場所

※借受機械器具の型式欄については、片吸込渦巻型などの型式を記載。水中ポンプなど型式の無いものについては一印を記入。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

※返納場所の記載例については、住所、〇〇農政局土地改良技術事務所、ポンプ倉庫前などを記入。

必要書類様式

別記様式第5号（借受者用）

土地改良機械器具借受期間延長申請書

年 月 日

土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

年 月 日付け第 号で貸付を受けた土地改良機械器具の借受期間を下記のとおり延長願いたいので、東海農政局土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則第4条の規定により申請します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 借受延長希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

4. 借受期間を延長する理由

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

必要書類様式

別記様式第6号（貸付者用）

土地改良機械器具貸付期間延長承認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

土地改良技術事務所長

年 月 日付けで申請のあった土地改良機械器具貸付期間の延長は、下記のとおりとします。

記

1. 貸付延長期間 年 月 日から
 年 月 日まで

2. その他

必要書類様式

別記様式第7号（借受者用）

土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書

年 月 日

土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

年 月 日付 第 号で貸付を受けた土地改良機械器具を下記のとおり（亡失・損傷）したので、東海農政局土地改良機械器具の無償貸付に関する事務取扱細則第7条に基づき届出ます。

記

- 1.（亡失・損傷）した事由
- 2.（亡失・損傷）した機械器具の品名・型式及び数量並びにその状況
- 3.（亡失・損傷）した機械器具の損害見積額
3. 関係官公署の発行する証明書
※天災又は盗難に係るものである場合に必要。
5. 亡失・損傷報告書
※農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第4条第11項に基づき、亡失・損傷するまでの管理状況、現場写真、発見時の状況、その他詳細な状況について報告する。

必要書類様式

別記様式第8号（借受者用）

土地改良機械器具返納届

年 月 日

土地改良技術事務所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

年 月 日付 第 号で土地改良機械器具無償貸付承認書に
基づき借受けた機械器具を下記のとおり返納します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 返納年月日 年 月 日

3. 返納場所及び方法

返納場所：

返納方法：

4. その他添付資料

①土地改良機械器具使用実績報告書（様式1）

②土地改良機械器具月別実績報告書（様式2）

③土地改良機械器具運転日誌（様式3）

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、返納数が多い場合は、別紙として記載可。

添付資料（様式1）

土地改良機械器具使用実績報告書

年 月 日
借受人 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
報告担当者

品名	型式 規格	管 理 番 号	所管 先	使 用 区 分	使 地 区	工 事 名	日数				使 用 時 間			整 備 費	
							運 転	休 止	在 場	整 備	実 作 業	そ の 他	計	現 場	定 期

※使用区分欄には、用水補給、排水、その他（ ）などを記載。

※在场日数は運転日と休止日の合計で、整備日数や、その他借受、返却に用する日数は含まない。

必要書類様式

添付資料（様式2）

土地改良機械器具月別実績報告書（ 年 月 分）

信受人 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
報告担当者

品名	管理番号	規格・能力	工事名	作業名	作業量	日数								運転時間			備考									
						運	転		休	止			合	作	業	そ		の	他							
							作	業		工	事	待								故	障	天	候	そ	の	他

※作業量欄には用排水量等を記入。作業名欄は〇〇地区、〇〇水路仮回し用などを記入。

必要書類様式

別記様式第9号（貸付者用）

土地改良機械器具返納確認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

土地改良技術事務所

長

年 月 日付けで土地改良機械器具返納届がありました土地改良機械器具について、検査を行った結果、すべて合格でしたので、受け取ります。

別記様式

文 書 番 号
年 月 日

〇〇農政局農村振興部設計課長 殿

〇〇〇〇県災害対策本部長
〇〇 〇〇

排水ポンプ車出動要請書

標記について、管内において発生した災害対応のため、下記の通り要請する。

記

1. 要請理由
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため
2. 要請場所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇（別図参照）
3. 引渡希望日時
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
4. 現場連絡者名等
（部 署 名）
（氏 名）
（電話番号）

5. 要請排水ポンプ車の規格及び台数

規格	台数	備考
30m ³ /min級	〇台	

6. 使用予定期間
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

7. 作業要員等の希望
- | | |
|-------------------|-------|
| ① 排水ポンプの運転管理 | 不要・必要 |
| ② 排水ポンプの撤去作業 | 不要・必要 |
| ③ 排水ポンプ車の運搬（復路）作業 | 不要・必要 |

以上

災害応急用ポンプ格納庫案内図



災害応急用ポンプ格納庫までの経路

【東名阪自動車道利用の場合】

(各地) → 東名阪自動車道 → 名古屋西JCT → 名古屋第二環状自動車道 → 大森IC → (ポンプ格納庫)

【東名高速道路利用の場合】

(各地) → 東名高速道路 → 名古屋IC → 名古屋第二環状自動車道 → 引山IC → (ポンプ格納庫)



農林水産省東海農政局土地改良技術事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2-2
TEL (052) 232-1057

ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/tochikai/pomp/index.html>